

弥富市防犯設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のないまちづくりを推進し、市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、防犯カメラを新たに設置する団体に対し、その事業に要する経費について予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置される映像撮影装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場等不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。

(補助対象団体)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする団体(以下「補助対象団体」という。)は、弥富市区長及び区長補助員設置規則(平成18年弥富町規則第44号)第2条に規定する行政区とする。

2 補助対象団体であって防犯カメラを新たに設置し補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置について、愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(平成25年3月27日策定)を遵守し、防犯カメラの設置及び運用要領を策定していること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象範囲内の住民等の同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置について、権原を備えていること。

(補助対象経費)

第4条 この要綱により補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯カメラの設置に要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 防犯カメラの維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料

(4) 既存の設備の撤去に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不相当と認めるもの
(補助額)

第5条 この要綱により交付する補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする行政区の長（以下「区長等」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 防犯カメラの設置が行政区の総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等

(4) 住宅等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象範囲に入る住民等の同意書

(5) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真

(6) 防犯カメラの撮影対象範囲を記載した平面図又は撮影対象範囲を撮影した写真

(7) 防犯カメラの設置及び運用要領

(8) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類

(9) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し

(10) 防犯カメラの仕様が分かるカタログ等

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、同一年度内において1回とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速や

かにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付（変更）決定通知書（第4号様式）により区長等に通知するものとする。

（遵守事項）

第9条 区長等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象範囲のおおむね2分の1以上に公道等の公共の場所を含めること。
- (2) 防犯カメラを設置した日から起算して5年間は、その利用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 画像データの保存期間は、防犯カメラの有用性に配慮した日数とすること。ただし、画像データを記録した日から30日を超えないこと。

（計画変更等の承認）

第10条 区長等は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更（廃止又は中止を含む。）しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 第8条の規定は、前項の変更決定をした場合について準用する。

（実績報告）

第11条 区長等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から30日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）
- (3) 防犯カメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (5) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (6) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合（第15条第2項の規定に該当する場合を除く。）については、補助金の額の確定通知書（第9号様式）により区長等に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に区長等からの補助金交付請求書（第10号様式）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、区長等が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書（第11号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第12条第1項の規定により区長等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

（補助事業の遂行）

第16条 区長等は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第17条 市長は、必要に応じて、区長等から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

(維持管理等)

第18条 区長等は、補助事業により取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効果的運用を図らなければならない。

(帳簿等の備付け)

第19条 区長等は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかなければならない。

2 区長等は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。